

番 号 : 150960

国 名 : 東南アジア地域

担当部署 : 社会基盤・平和構築部運輸交通・情報通信グループ第一チーム

案件名 : 運輸交通分野の技術協力プロジェクトにおけるモニタリング体制のあり方に関する基礎研究 (評価分析)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 評価分析
- (2) 格 付 : 3号~4号
- (3) 業務の種類 : その他

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2015年12月中旬から2016年3月中旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 1. 00M/M、現地 0. 33M/M、合計 1.33M/M
- (3) 業務日数 :

| | | |
|------|--------|------|
| 準備期間 | 現地業務期間 | 整理期間 |
| 13日 | 10日 | 7日 |

同日公示の南アジア地域(公示番号 : 150961)及びアフリカ地域(公示番号 : 150962)における同案件並びに本案件の計3案件のうち、最も評価点数の高い者は5日間の国内準備期間を追加し、マニュアル案の骨子作成意見取りまとめを行う。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 11月25日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約(単独型)(2014年4月以降契約)>業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出について)

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html) をご覧ください。

なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事予定者の経験・能力等 :
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

| | |
|----------|--------|
| 類似業務 | 各種評価調査 |
| 対象国/類似地域 | 全途上国 |
| 語学の種類 | 英語 |

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

JICA では、2014 年度より技術協力プロジェクトにおいて、中間レビュー調査及び終了時評価調査を廃止し、6 か月毎のモニタリングによるプロジェクトを実施することとなった。具体的には、定期的に報告・協議すべき共通のモニタリング項目を定めた JICA 指定の Monitoring sheet を定め、これを基に日常的な事業モニタリングを実施している。本シートの具体的な項目としては、活動報告のほか、成果発現状況、解決すべき実施上の課題・懸案事項、プロジェクトの進捗及び成果に正または負の影響を及ぼす外部要素、が挙げられており、コンサルタントは、6 か月に 1 度を目途に、JCC 等での議論もふまえながら C/P 機関と共同で Monitoring Sheet を作成し、在外事務所に提出することとなっている。

これを実効性のあるものとするために、社会基盤・平和構築部運輸交通・情報通信グループにおける道路・橋梁分野の技術協力プロジェクトでは、6 か月毎に 0.5MM 程度モニタリングを専門に実施する評価コンサルタントを派遣することを指示書に盛り込み、各案件での対応を開始したところである。技術協力プロジェクトの中に評価コンサルタントを含めてプロジェクトを実施する体制は、定期的な評価によってプロジェクトの改善が図られるほか、実証データが蓄積されるため評価の説得力が高まるなど、一定の効果が得られるものの、コンサルタントの内部評価のため、客観性には留意が必要となる。

そこで、本プロジェクト研究では、まずは運輸交通分野の技術協力プロジェクトを対象として、プロジェクト内部で実施するモニタリングの実施マニュアルや、各種様式について取りまとめを行うこととする。なお、モニタリング体制に関しては道路や運輸インフラに限られるものではないため、本プロジェクト研究の成果については、社会基盤・平和構築部に限らず JICA 外を含め広く情報を共有し、今後の技術協力プロジェクトで活用することを想定しているものである。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者等と協議・調整しつつ、モニタリングマニュアル作成のために必要な以下の調査を行う。なお、同日公示の南アジア地域(公示番号：150961)及びアフリカ地域(公示番号：150962)における同案件並びに本案件の計3案件のうち、最も評価点数の高い者は、以下の(1)国内準備期間の⑤を「⑤上記④の協議の結果をふまえて、モニタリングマニュアル(案)の骨子作成と意見のとりまとめを行い、他の団員と共にマニュアル(案)を作成する。」に変更する。

(1) 国内準備期間

- ①既存の技術協力プロジェクトにおけるモニタリング制度の概要を確認する。
- ②対象となる案件の情報収集を行う。なお、対象とする案件は東南アジア地域における運輸交通分野の案件から、JICA が指定した 1 件とする。
- ③モニタリング体制に関する現状の課題を抽出する。
- ④上記③で抽出した課題を JICA に説明・協議を行う。
- ⑤上記④の協議の結果をふまえて、モニタリングマニュアル(案)を作成する。

(2) 現地調査期間

- ①対象となるプロジェクトにおいて、モニタリングマニュアル(案)を基にモニタリングに必要なデータの収集を行う。
- ②モニタリングマニュアル(案)に従って、先方機関やプロジェクト専門家との協議を行いながらモニタリングを実施する。
- ③モニタリングマニュアル(案)の内容について、プロジェクト専門家からヒアリングを行う。

(3) 国内整理期間

- ①現地調査の結果を JICA に報告する。

- ②現地調査結果をふまえ、モニタリングマニュアル（案）の修正版を作成する。
- ③モニタリングマニュアル（案）の修正版について JICA と協議を行う。
- ④上記③の協議の結果をふまえて、モニタリングマニュアルの最終化を行う。
- ⑤今後のモニタリング体制に関する提言を行う。

なお、国内準備期間及び国内整理期間において、社会基盤・平和構築部のほか、他の課題部や企画部、評価部も参加可能な形での意見交換会を開催することを想定しており、当該会議にコンサルタントも参加する。

8. 成果品等

本契約における成果品は、モニタリングマニュアル（和文）とし、電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。

なお、航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めず、JICAから別途支給します（見積書の航空賃及び日当・宿泊料等欄には0円と記載すること）。また、直接人件費の積算にあたっては、国内準備期間を13日間として積算してください（国内準備期間の5日間追加は、契約交渉後JICAからの指示で行うことにします）。

10. 特記事項

（1）業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は、2016年1月から2月の間で、JICAと協議のうえで決定することを予定しています。現地調査期間は柔軟に決定できますので、他案件への参团等で渡航可能時期に制限がある場合、プロポーザルに記載してください。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、評価分析（コンサルタント）のみで、当該コンサルタントが現地のプロジェクトの状況を調査することとしています。

③便宜供与内容

JICA事務所による便宜供与事項は以下を想定しています。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舎手配
あり
- ウ) 車両借上げ
あり
- エ) 通訳備上
必要に応じあり
- オ) 現地日程のアレンジ
あり
- カ) 執務スペースの提供
なし
- キ) ビザ取得及び国内移動許可
必要に応じ実施

（2）参考資料

運輸交通・情報通信第1チーム内検討資料「モニタリングのあり方検討 アウトプットイメージ(2015年11月11日版)」について、希望の者にメールで送信します。当機構社会基盤・平和構築部運輸交通・情報通信グループ第一チーム(TEL: 03-5226-8129)までお問い合わせください。

(3) その他

- ①業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②本公示に関しては、同日公示の南アジア地域(公示番号: 150961)及びアフリカ地域(公示番号: 150962)における同案件との重複応募を認めます。ただし、受注対象案件は1名あたり1案件のみとなります。重複応募される際は、案件ごとにプロポーザルを作成することはせず、2案件または3案件まとめて1つのプロポーザルで作成し、プロポーザルの「業務実施の基本方針」に希望する地域の優先順位を記載ください。なお、「特記すべき類似業務の経験(類似職務経験を含む)」については、重複応募をする場合であっても、1名あたり3件までの記載とします。
- ③本件の選定にあたっては、本案件、同日公示の南アジア地域(公示番号: 150961)及びアフリカ地域(公示番号: 150962)における同案件の計3案件の全応募者を評価し、全体の契約交渉順位が上位3者の者を選定します。その後、プロポーザルに記載の希望地域を考慮したうえで、JICAが調査対象地域を決定し、契約交渉の際に地域をお伝えします。
- ④本案件、同日公示の南アジア地域(公示番号: 150961)及びアフリカ地域(公示番号: 150962)における同案件の計3案件については、1社(法人)から複数の業務従事者が簡易プロポーザルを提出することを認めます(1社当たり最大3名)。その場合、簡易プロポーザル及び見積書は1社(法人)毎ではなく、業務従事者1名毎に作成し、提出してください。その際、「A社1」「A社2」「A社3」のように判別可能なように番号を付してください。
- ⑤本案件の現地渡航先は、紛争国以外の国を想定しています。
- ⑥新技プロ方式のモニタリングを担当した経験があるほうが望ましい。
- ⑦現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。本案件の現地渡航先はJICA事務所のある国を想定しているため、現地の治安状況については、現地JICA事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。
- ⑧本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

以上